

平成 2 6 年

第 4 回 定 例 市 議 会

議 案 書

阿 久 根 市

付 議 事 件

報 告 番 号	件 名	ペ ー ジ
8	専決処分の承認について (平成26年度阿久根市一般会計補正予算(第4号))	別 冊
議 案 番 号	件 名	ペ ー ジ
49	鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び同組合の共同処理する事務の変更並びに同組合同規約の変更について	1
50	一般職に属する職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	3
51	阿久根市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の一部を改正する条例の制定について	13
52	阿久根市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について	15
53	阿久根市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について	17
54	阿久根市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について	19
55	阿久根市簡易水道事業の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について	21
56	平成26年度阿久根市一般会計補正予算(第5号)	別 冊
57	平成26年度阿久根市一般会計補正予算(第6号)	別 冊
58	平成26年度阿久根市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)	

59	平成26年度阿久根市簡易水道特別会計補正予算 (第1号)	別冊
60	平成26年度阿久根市介護保険特別会計補正予算 (第2号)	

議案第 49 号

鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び同組合の共同処理する事務の変更並びに同組合同規約の変更について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 286 条第 1 項の規定により，平成 27 年 4 月 1 日から，鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体から肝付東部衛生処理組合を脱退させ，鹿児島県市町村総合事務組合が共同処理する事務の一部に係る組合市町村を変更することに伴い，同組合同規約を別紙のとおり変更することについて，議会の議決を求める。

平成 26 年 11 月 25 日提出

阿久根市長 西 平 良 将

提案理由

肝付東部衛生処理組合の解散等による鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び同組合の共同処理する事務の一部に係る組合市町村の変更に伴い，同組合同規約を変更することについて協議したいので，地方自治法第 286 条第 1 項及び第 290 条の規定により議会の議決を求めるものである。

(別紙)

鹿児島県市町村総合事務組合理約の一部を改正する規約

鹿児島県市町村総合事務組合理約（平成19年指令市町村第1284号許可）の一部を次のように改正する。

別表第1中「，肝付東部衛生処理組合」を削る。

別表第2の1の項中「鹿屋市」の次に「，枕崎市」を，「指宿市」の次に「，西之表市」を加え，「，肝付東部衛生処理組合」を削り，同表の8及び9の項中「，肝付東部衛生処理組合」を削る。

附 則

この規約は，平成27年4月1日から施行する。

議案第 5 0 号

一般職に属する職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
の制定について

一般職に属する職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別
紙のとおり定める。

平成 2 6 年 1 1 月 2 5 日提出

阿久根市長 西 平 良 将

提案理由

人事院及び鹿児島県人事委員会の勧告に準じ、一般職に属する職員
の給与を改定するため、条例の一部を改正しようとするものである。

(別紙)

一般職に属する職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 一般職に属する職員の給与に関する条例（昭和26年阿久根市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第11条の5第1項中「基準日以前6か月以内の期間」を「規則で定める期間」に改め、同条第2項中「100分の67.5」を「100分の82.5」に改める。

附則第11項中「100分の1.0125」を「100分の1.2375」に、「100分の67.5」を「100分の82.5」に改める。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1（第3条関係）

一般行政職給料表

職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円	円	円	円
1	137,600	187,700	224,600	263,500	290,700	322,100	367,500
2	138,700	189,500	226,500	265,600	293,000	324,400	370,100
3	139,900	191,300	228,400	267,600	295,300	326,700	372,700
4	141,000	193,100	230,200	269,700	297,600	329,000	375,300
5	142,100	194,700	231,900	271,700	299,700	331,300	377,500
6	143,200	196,500	233,800	273,800	302,000	333,400	380,000
7	144,300	198,300	235,700	275,900	304,300	335,600	382,500
8	145,400	200,100	237,500	278,000	306,600	337,800	385,000
9	146,500	201,800	239,200	280,100	308,800	340,000	387,600
10	147,900	203,600	241,100	282,200	311,100	342,200	390,300
11	149,200	205,400	242,900	284,300	313,400	344,400	393,000
12	150,500	207,200	244,800	286,400	315,700	346,600	395,700
13	151,800	208,800	246,500	288,500	317,900	348,600	398,200
14	153,300	210,700	248,400	290,600	320,100	350,700	400,500
15	154,800	212,600	250,200	292,700	322,300	352,800	402,800
16	156,400	214,500	252,000	294,800	324,500	354,900	405,200
17	157,700	216,300	253,700	296,800	326,600	356,800	407,100
18	159,200	218,200	255,700	298,900	328,700	358,800	409,100
19	160,700	220,100	257,700	301,000	330,800	360,800	411,000
20	162,200	222,000	259,700	303,100	332,800	362,700	412,900
21	163,600	223,700	261,600	305,200	334,900	364,800	414,800
22	166,300	225,600	263,500	307,300	337,000	366,700	416,600
23	168,900	227,500	265,400	309,400	339,100	368,700	418,500
24	171,500	229,400	267,200	311,500	341,200	370,700	420,500
25	174,200	231,000	269,200	313,400	342,800	372,700	422,300
26	175,900	232,800	271,100	315,500	344,800	374,700	423,800
27	177,600	234,500	273,000	317,600	346,800	376,700	425,400
28	179,300	236,300	274,900	319,700	348,800	378,700	427,000
29	180,800	237,700	276,700	321,700	350,600	380,300	428,600

30	182,600	239,200	278,600	323,800	352,500	382,100	429,900
31	184,400	240,700	280,500	325,900	354,400	383,900	431,200
32	186,100	242,200	282,400	328,000	356,300	385,600	432,500
33	187,700	243,600	284,100	329,600	358,200	387,400	433,700
34	189,200	245,100	286,000	331,600	360,000	388,800	435,000
35	190,700	246,600	287,900	333,700	361,800	390,400	436,300
36	192,200	248,200	289,800	335,800	363,500	392,000	437,500
37	193,500	249,500	291,500	337,700	365,000	393,500	438,700
38	194,800	251,100	293,300	339,700	366,300	394,700	439,500
39	196,100	252,700	295,100	341,700	367,700	395,900	440,300
40	197,400	254,300	296,900	343,700	369,100	397,100	441,100
41	198,700	255,700	298,700	345,600	370,600	398,200	441,700
42	200,000	257,100	300,400	347,500	371,500	399,400	442,400
43	201,300	258,500	302,100	349,400	372,600	400,600	443,100
44	202,600	259,900	303,800	351,300	373,700	401,800	443,800
45	203,800	261,100	305,500	352,800	374,500	402,500	444,600
46	205,100	262,500	307,200	354,300	375,400	403,200	445,400
47	206,400	263,900	308,900	355,800	376,300	403,900	446,100
48	207,700	265,300	310,600	357,300	377,200	404,600	446,900
49	208,800	266,600	311,800	359,000	378,200	405,200	447,500
50	209,900	267,800	313,400	359,800	379,000	405,900	448,200
51	211,000	269,100	315,000	361,000	379,800	406,600	449,000
52	212,100	270,400	316,600	362,000	380,600	407,300	449,800
53	213,300	271,500	318,300	362,900	381,300	408,000	450,400
54	214,300	272,700	319,900	364,000	382,000	408,700	451,200
55	215,300	274,000	321,500	365,000	382,700	409,400	452,000
56	216,300	275,300	323,100	366,100	383,400	410,000	452,600
57	217,100	276,400	324,600	367,000	383,900	410,600	453,200
58	218,100	277,500	325,800	367,700	384,500	411,200	454,000
59	219,000	278,600	327,000	368,400	385,200	411,800	454,800
60	220,000	279,700	328,200	369,100	385,900	412,400	455,600
61	220,800	280,900	329,000	369,600	386,300	412,900	456,200
62	221,800	281,900	329,900	370,200	387,000	413,600	
63	222,800	282,900	330,700	370,900	387,600	414,200	
64	223,800	283,900	331,500	371,600	388,200	414,800	

65	224,500	284,700	332,400	371,900	388,700	415,100
66	225,500	285,600	332,800	372,600	389,300	415,700
67	226,500	286,500	333,600	373,300	389,900	416,400
68	227,600	287,400	334,400	374,000	390,500	416,900
69	228,400	288,400	335,200	374,400	390,900	417,400
70	229,200	289,200	335,900	375,000	391,500	418,100
71	230,000	290,000	336,600	375,700	392,200	418,800
72	230,800	290,800	337,300	376,300	392,800	419,500
73	231,600	291,600	337,800	376,700	393,100	420,000
74	232,300	292,100	338,400	377,300	393,800	420,700
75	233,000	292,600	339,000	378,000	394,500	421,400
76	233,700	293,100	339,600	378,600	395,000	422,100
77	234,400	293,200	339,900	379,000	395,400	422,600
78	235,200	293,600	340,400	379,500	396,100	
79	236,000	293,800	340,800	380,100	396,800	
80	236,800	294,200	341,300	380,600	397,500	
81	237,500	294,400	341,700	381,100	398,000	
82	238,200	294,600	342,200	381,700	398,700	
83	238,900	295,000	342,700	382,300	399,400	
84	239,600	295,300	343,200	382,700	400,100	
85	240,300	295,600	343,600	383,300	400,600	
86	241,000	295,900	344,000	383,900		
87	241,700	296,200	344,500	384,500		
88	242,400	296,600	344,900	385,100		
89	243,100	296,900	345,200	385,800		
90	243,600	297,300	345,600	386,400		
91	244,100	297,700	346,100	387,000		
92	244,600	298,100	346,500	387,600		
93	244,900	298,200	346,700	388,300		
94		298,500	347,100			
95		298,900	347,600			
96		299,300	348,000			
97		299,500	348,100			
98		299,800	348,600			

99		300,200	349,100			
100		300,600	349,400			
101		300,800	349,700			
102		301,100	350,100			
103		301,500	350,500			
104		301,800	350,900			
105		302,000	351,400			
106		302,300	351,800			
107		302,700	352,200			
108		303,000	352,600			
109		303,200	353,100			
110		303,600	353,500			
111		304,000	353,900			
112		304,300	354,200			
113		304,400	354,700			
114		304,700				
115		305,000				
116		305,400				
117		305,600				
118		305,800				
119		306,100				
120		306,400				
121		306,800				
122		307,000				
123		307,300				
124		307,600				
125		308,000				

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

別表第2（第3条関係）

医療職給料表

職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級
号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円
1	240,100	325,700	392,600	468,600
2	242,600	328,800	395,500	470,900
3	245,100	331,900	398,400	473,200
4	247,600	335,000	401,300	475,500
5	249,900	337,800	404,000	477,800
6	253,700	341,100	406,800	480,000
7	257,500	344,400	409,600	482,200
8	261,300	347,700	412,400	484,400
9	264,900	350,700	415,000	486,500
10	268,900	353,900	417,700	488,600
11	272,900	357,100	420,400	490,700
12	276,900	360,300	423,100	492,800
13	280,700	363,400	425,600	494,900
14	284,700	367,100	428,100	497,000
15	288,700	370,700	430,500	499,100
16	292,700	374,400	433,000	501,200
17	296,500	378,000	435,200	503,300
18	300,100	380,700	437,600	505,300
19	303,700	383,500	440,000	507,300
20	307,300	386,300	442,400	509,300
21	311,000	389,200	444,500	511,100
22	314,800	391,800	446,900	512,900
23	318,500	394,400	449,300	514,800
24	322,200	397,000	451,600	516,700
25	325,800	399,400	453,800	518,400
26	328,600	401,700	456,100	520,200
27	331,400	404,000	458,400	522,000
28	334,200	406,300	460,700	523,800
29	337,000	408,700	462,900	525,700

30	339,400	410,800	465,200	527,500
31	341,800	412,800	467,500	529,300
32	344,200	414,900	469,800	531,100
33	346,600	417,000	471,800	532,700
34	349,100	419,000	473,900	534,500
35	351,500	421,000	476,000	536,200
36	354,000	423,000	478,100	538,000
37	356,400	425,100	480,200	539,600
38	358,800	427,100	482,000	541,200
39	361,200	429,100	483,800	542,600
40	363,600	431,100	485,600	544,200
41	365,900	433,100	487,300	545,700
42	367,400	434,900	489,100	547,100
43	368,900	436,700	490,900	548,500
44	370,400	438,500	492,700	549,800
45	371,900	440,400	494,300	551,000
46	373,300	442,200	496,000	552,000
47	374,800	444,000	497,800	553,000
48	376,300	445,800	499,600	554,000
49	377,600	447,600	501,200	555,000
50	378,600	449,300	502,500	555,900
51	379,600	451,100	503,800	556,800
52	380,600	452,900	505,100	557,700
53	381,600	454,800	506,400	558,500
54	382,500	456,000	507,700	559,400
55	383,400	457,200	509,000	560,300
56	384,300	458,400	510,300	561,200
57	385,300	459,600	511,300	562,100
58	386,200	460,600	512,100	563,000
59	387,000	461,600	512,900	563,900
60	387,900	462,600	513,700	564,600
61	388,700	463,400	514,600	565,500
62	389,200	464,100	515,400	566,400
63	389,700	464,800	516,300	567,300
64	390,200	465,500	517,100	568,200

65	390,500	466,200	518,000	569,100
66		466,900	518,900	
67		467,600	519,600	
68		468,300	520,500	
69		468,800	521,400	
70		469,500	522,200	
71		470,200	523,100	
72		470,900	524,000	
73		471,300	524,800	
74		471,900	525,700	
75		472,600	526,600	
76		473,300	527,300	
77		473,700	528,100	
78		474,300	529,000	
79		474,900	529,900	
80		475,400	530,800	
81		476,000	531,600	
82		476,500	532,500	
83		477,000	533,400	
84		477,500	534,300	
85		477,900	535,100	
86		478,500	536,000	
87		478,900	536,900	
88		479,400	537,800	
89		479,900	538,600	
90		480,500		
91		481,100		
92		481,500		
93		482,000		
94		482,600		
95		483,200		
96		483,800		
97		484,300		

備考 この表は、診療所に勤務する医師に適用する。

第2条 一般職に属する職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第11条の5第2項中「100分の82.5」を「100分の75」に改める。

附則第11項中「100分の1.2375」を「100分の1.125」に、「100分の82.5」を「100分の75」に改める。

附 則

(施行期日等)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成27年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の一般職に属する職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、平成26年4月1日から適用する。ただし、改正後の条例第11条の5及び附則第11項の規定は、同年12月1日から適用する。

(適用日前の異動者の号給等の調整)

第2条 平成26年4月1日（以下「適用日」という。）前に職務の級を異にして異動した職員及び市長の定めるこれに準ずる職員の適用日における号給については、その者が適用日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、市長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(給与の内払)

第3条 改正後の条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の一般職に属する職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

(規則への委任)

第4条 前3条に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

議案第 5 1 号

阿久根市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の一部を改正する条例の制定について

阿久根市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

平成 2 6 年 1 1 月 2 5 日 提出

阿久根市長 西 平 良 将

提案理由

経常的かつ継続的な役務の提供を受ける契約であって、複数年度にわたり契約を締結することが必要なもの等について、長期継続契約を締結することができることとするため、条例の一部を改正しようとするものである。

(別紙)

阿久根市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の一部を改正する条例

阿久根市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例(平成18年阿久根市条例第35号)の一部を次のように改正する。

第1条中「政令第16号」を「政令第16号。以下「令」という。」に、「長期継続契約」を「地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の3に規定する契約(以下「長期継続契約」という。)」に改める。

第2条を次のように改める。

(長期継続契約を締結することができる契約)

第2条 令第167条の17に規定する条例で定める契約は、次に掲げるものとする。

- (1) 事務用機器その他の物品を借り入れる契約であって、商慣習上複数年度にわたり契約を締結することが一般的であるものとして規則で定めるもの
- (2) 経常的かつ継続的な役務の提供を受ける契約であって、複数年度にわたり契約を締結することが必要なものとして規則で定めるもの

第3条の次に次の1条を加える。

(委任)

第4条 この条例に定めるもののほか、長期継続契約に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の阿久根市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の規定は、この条例の施行の日以後の入札の公告、入札参加者の指名その他の契約の申込みの誘因(以下「入札の公告等」という。)に係る契約について適用し、同日前の入札の公告等に係る契約については、なお従前の例による。

議案第 5 2 号

阿久根市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の
制定について

阿久根市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を別紙
のとおり定める。

平成 2 6 年 1 1 月 2 5 日 提出

阿久根市長 西 平 良 将

提案理由

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令（昭和 3 1 年
政令第 3 3 5 号）が改正されたことから，同政令の改正に準じ，条例
の一部を改正しようとするものである。

(別紙)

阿久根市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

阿久根市消防団員等公務災害補償条例（昭和41年阿久根市条例第40号）の一部を次のように改正する。

附則第5条第7項第1号中「第4条第2項第2号，第5号若しくは第10号若しくは第3項第2号」を「第13条の2第1項第1号から第3号まで若しくは第2項第1号」に改め，同項第2号中「第4条第2項第3号，第8号，第9号又は第13号」を「第13条の2第1項第4号又は第2項第2号」に改める。

附 則

この条例は，公布の日から施行する。

議案第 5 3 号

阿久根市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する
条例の制定について

阿久根市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例
を別紙のとおり定める。

平成 2 6 年 1 1 月 2 5 日提出

阿久根市長 西 平 良 将

提案理由

市及び市から収集又は運搬の委託を受けた者以外の者が，一般廃棄物を収集場所から収集し，又は運搬することを禁止するため，条例の一部を改正しようとするものである。

(別紙)

阿久根市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する
条例

阿久根市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成15年阿久根市条例第34号）の一部を次のように改正する。

第15条を第16条とし、第9条から第14条までを1条ずつ繰り下げ、第8条の次に次の1条を加える。

（収集又は運搬の禁止等）

第9条 市及び市から収集又は運搬の委託を受けた者以外の者は、市が行う一般廃棄物の収集のために排出された一般廃棄物を収集場所から収集し、又は運搬してはならない。

2 市長は、前項の規定に違反した者に対し、これらの行為を行わないよう命ずることができる。

別表第1中「第10条関係」を「第11条関係」に改める。

別表第2中「第13条関係」を「第14条関係」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 5 4 号

阿久根市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について

阿久根市営住宅条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

平成 2 6 年 1 1 月 2 5 日 提出

阿久根市長 西 平 良 将

提案理由

寺山住宅を供用開始するため、条例の一部を改正しようとするものである。

(別紙)

阿久根市営住宅条例の一部を改正する条例

阿久根市営住宅条例（平成10年阿久根市条例第9号）の一部を次のように改正する。

別表の1の表中58の項を59の項とし、28の項から57の項までを1項ずつ繰り下げ、27の項の次に次のように加える。

28	寺山住宅	赤瀬川4328番地15	耐火4階建	18	平成27年2月1日
----	------	-------------	-------	----	-----------

附 則

この条例は、平成27年2月1日から施行する。

議案第 5 5 号

阿久根市簡易水道事業の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

阿久根市簡易水道事業の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

平成 2 6 年 1 1 月 2 5 日提出

阿久根市長 西 平 良 将

提案理由

脇本地区簡易水道施設整備事業により筒田地区の給水施設が完成し、当該地区への給水が可能になったため、条例の一部を改正しようとするものである。

(別紙)

阿久根市簡易水道事業の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

阿久根市簡易水道事業の設置及び管理に関する条例（平成15年阿久根市条例第35号）の一部を次のように改正する。

第3条の表中

脇本地区簡易水道事業	大字脇本のうち脇本馬場区，脇本浜区，下村区，上原区，桐野上区，桐野下区，瀬之浦上区，瀬之浦下区，古里区及び槁之浦東区の全域並びに槁之浦西区の一部	2,970	1,009
------------	--	-------	-------

を

脇本地区簡易水道事業	大字脇本のうち脇本馬場区，脇本浜区，下村区，上原区，桐野上区，桐野下区，筒田区，瀬之浦上区，瀬之浦下区，古里区及び槁之浦東区の全域並びに槁之浦西区の一部	3,130	1,057
------------	--	-------	-------

に改める。

附 則

この条例は，平成27年4月1日から施行する。